生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第**2**章





第節

犯罪情勢とその対策

平成24年中の刑法犯の認知件数は、戦後最多を記録した14年の約285万件の半数以下に減少し、 犯罪情勢には一定の改善がみられる。しかしながら、近年、児童虐待やストーカー事案、配偶 者からの暴力事案は増加傾向にあり、特殊詐欺の被害総額も多額に上っている。また、サイバ 一犯罪が多発し、サイバー攻撃が相次ぐなど、サイバー空間における脅威が深刻化し、治安上 の新たな課題となっている。

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況は図2-1のとおりである。刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、14年には約285万件に達した。しかし、15年からは減少に転じ、24年中は138万2,121件と、前年より9万8,639件(6.7%)減少し、昭和55年以降、32年ぶりに140万件を下回った。平成15年からの刑法犯の認知件数の減少は、窃盗犯の認知件数が減少したことが大きな要因であり、24年においても、刑法犯の認知件数の減少数の94.0%を窃盗犯の認知件数の減少数(9万2,678件減)が占めている。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と、戦後最低を記録した。しかし、14年から19年にかけて上昇し、それ以降はほぼ横ばいで推移している。24年中は31.7%と、前年より0.5ポイント上昇した。

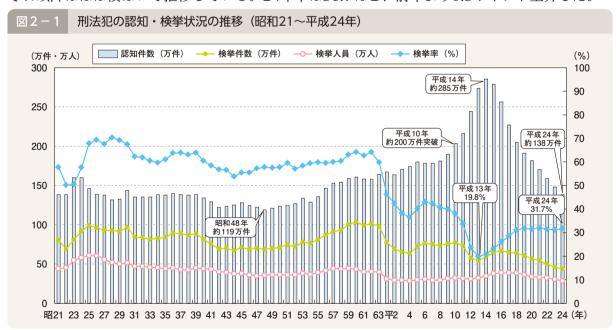


表 2 - 1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(平成15~24年)

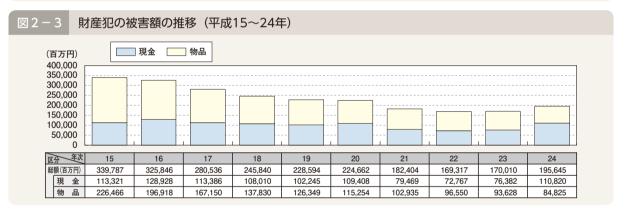
区分年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
認知件数(件)	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044	1,585,856	1,480,760	1,382,121
検挙件数(件)	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699	497,356	462,535	437,612
検挙人員(人)	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021
検挙率(%)	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7	31.5	32.0	31.4	31.2	31.7

(2) 刑法犯の被害状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図 2-2 のとおりである。平成15 年から23年にかけてはいずれの数も減少傾向にあったが、24年中には傷害を受けた者の数が16 年以来8年ぶりに増加に転じ、総数も増加した。

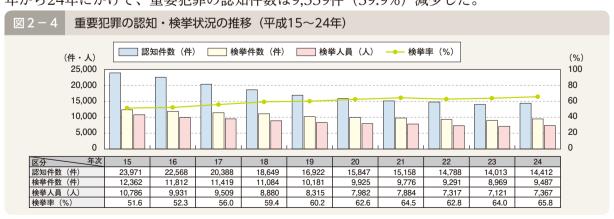
財産犯 (注1) の被害額の推移は、図 2-3 のとおりである。財産犯の被害総額は14年から23 年にかけて減少し続けていたが、24年中には特殊詐欺等による現金の被害額が増加したことから、被害総額も増加した。





(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪 (注2) の認知・検挙状況の推移は、図 2-4 のとおりである。ピーク時である平成15年から24年にかけて、重要犯罪の認知件数は9.559件(39.9%)減少した。



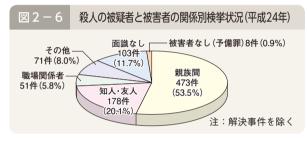
注1:強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。

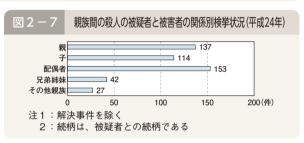
2:殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火及び略取誘拐・人身売買をいう。

1殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図 2-5 のとおりである。殺人の認知件数は、平成16年以降減少傾向となり、24年中は1,030件と、戦後最少となった。また、24年中の検挙率は93.5%と、前年より低下したが、他の重要犯罪の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件 (注)を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると親族間が473件(53.5%)と最も多く、そのうち配偶者(内縁を含む。)が153件で最も多かった。

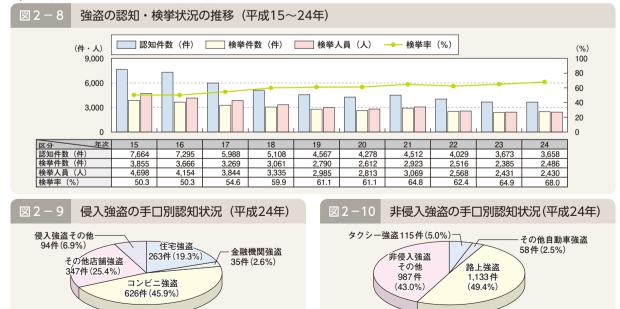






2強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図2-8のとおりである。ピーク時である平成15年から24年にかけて、強盗の認知件数は4,006件(52.3%)減少した。手口別の認知件数では、侵入強盗が1,365件で、うち45.9%がコンビニ強盗、25.4%がその他店舗強盗であり、非侵入強盗は2,293件で、うち49.4%が路上強盗であった。



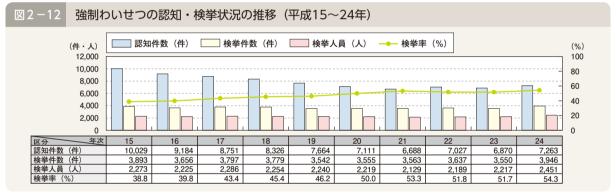
注:刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

③強姦・強制わいせつ

強姦の認知・検挙状況の推移は、図 2-11のとおりである。15年から23年にかけて、認知件数は連続して減少していたが、24年は前年より増加した。また、検挙率は上昇傾向にあり、24年も引き続きこの傾向が続いた。

強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図2-12のとおりである。15年から23年にかけて、認知件数は減少傾向にあったが、24年は前年より増加した。また、検挙率は上昇傾向にあり、24年も引き続きこの傾向が続いた。





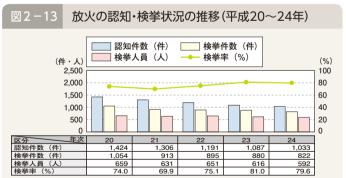
4放火

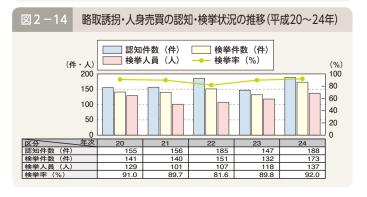
放火の認知・検挙状況の推移は、図2-13のとおりである。放火の認知件数は17年以降減少し続けている。

5略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図2-14のとおりである。

なお、被害者の男女別の認知件数をみると、女性の被害が4分の3を超えており、24年は85.1%であった。また、被害者の年齢層別の認知件数をみると、 $6 \sim 12$ 歳が約3分の1を占めており、24年は36.7%であった。





2 国民の身近で発生する犯罪

(1) 国民の身近で発生する犯罪の認知・検挙状況

① ひったくり

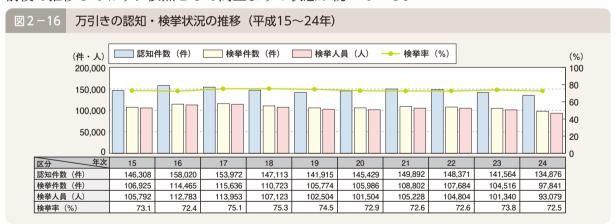
ひったくりの認知・検挙状況の推移は図 2-15のとおりである。ひったくりの認知件数は、平成14年(5 万2,919件)をピークに10年連続で減少しており、24年中は1 万83件と、ピーク時の5 分の 1 以下にまで減少した。

なお、24年中の検挙人員のうち、40.5%を少年が占めている状況にある。



② 万引き

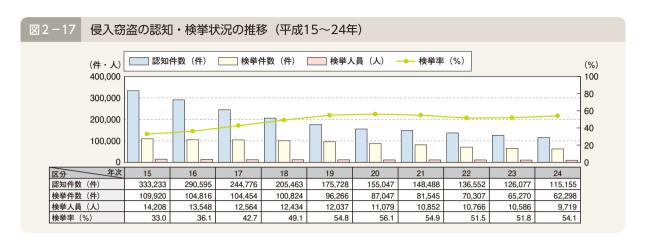
万引きの認知・検挙状況の推移は図2-16のとおりである。刑法犯認知件数は、ピーク時である14年から24年にかけて半数以下に減少したのに対し、同時期の万引きの認知件数は14万件前後で推移しており、依然として高止まりの状態が続いている。



③ 侵入窃盗

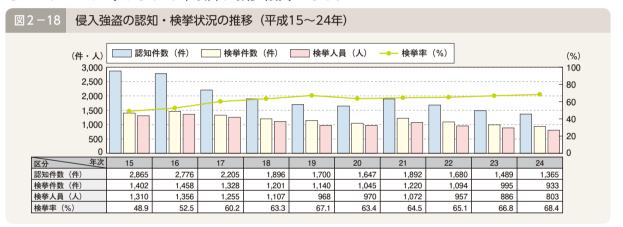
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は図 2-17のとおりである。ピーク時である14年(33万8,294件)から24年にかけて、侵入窃盗の認知件数は22万3,139件(66.0%)減少した。

中でも、侵入窃盗のうち大きな割合(24年中は37.9%)を占めている空き巣は、14年から24年にかけて10万3,893件(70.4%)減少し、この空き巣の減少数は同時期の侵入窃盗の減少数の46.6%を占めている。



④ 侵入強盗

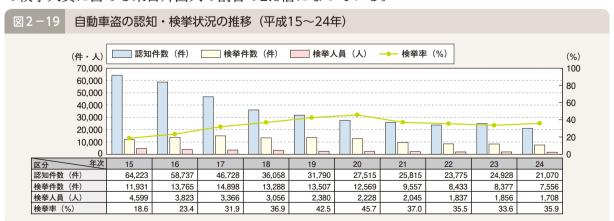
侵入強盗の認知・検挙状況の推移は図2-18のとおりである。21年にコンビニ強盗の認知件数が897件と前年比で46.8%増加したこともあり、同年の侵入強盗の認知件数が増加に転じたものの、ピーク時である15年以降、減少傾向にある。



5 自動車盗

自動車盗の認知・検挙状況の推移は図2-19のとおりである。ピーク時である15年以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にあるが、その傾向はゆるやかになりつつある。

なお、24年中における自動車盗の検挙人員のうち、来日外国人の占める割合は、刑法犯全体の検挙人員に占める来日外国人の割合の2.6倍になっている。



(2) 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察活動を取り巻く環境が非常に複雑になってきていることなどを背景に、国民の警察に対する要請が多様化している。これに応えるため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民に不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ的確に対処することを目的とした、総合的な犯罪抑止対策を推進している。

① 犯罪抑止計画の策定

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策とするため、警察署ごとに、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、犯罪抑止計画を策定することとしており、また、警察本部においても、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な抑止活動を行う必要がある種類の犯罪を定めて、犯罪抑止計画を策定することとしている。

② 地域住民等との連携協働

治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係団体、自治体等と連携協働した取組が必要不可欠である。したがって、犯罪抑止計画においては、犯罪抑止対策を推進する上での地域住民等の役割や、地域住民等に対して警察が行う地域の犯罪情勢等に関する情報提供等の実施項目を可能な限り具体的に記載することとしている。また、地域社会が一体となって犯罪抑止対策を推進するため、既に警察と協力関係にある者・団体のみに依存することなく、より広範な連携協働関係の構築を目指すこととしている(注)。



防犯キャンペーン



地域住民による子供見守り活動

(3) 個別の犯罪類型に応じた抑止対策

① ひったくり対策

警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行っているほか、防犯協会等と協力し、ひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。



警視庁においては、自治体及び関係団体等の協力の下、23年7月から、ひったくり防止カバー「くるみちゃん」の配布・取付け等の対策を実施したところ、同庁管内における24年中の自転車の前かごからのひったくり被害は、前年の約700件から約300件に減少した。



ひったくり防止カバー「くるみちゃん」

② 万引き対策

警察では、"たかが万引き"といった風潮を一掃し、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、社会を挙げた万引き対策を推進している。

また、22年10月、被害の届出に伴う被害者の負担軽減のため、万引きに係る捜査書類を簡素化したほか、書籍やCD・DVD等の換金を目的とする万引きの被害が増加していることを受け、23年4月から、古物商に対して、安価で買い受ける場合であっても本人確認義務を課すなど、万引き対策を強化している。

③ 侵入犯罪対策

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めている。25年3月末現在で17種類3,185品目が目録に掲載されている。

さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」(http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html) を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク CP部 品 だ け が 表 示 で き る 共 通 標 章 でCrime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの



住まいる防犯110番

4 店舗対象の強盗対策

コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、 警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備 等に関して基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等 を実施している。また、特定の大手飲食チェーン店舗を対象とし た強盗事件が夜間に多発したことを受けて、23年10月、運営会社



大手飲食チェーン店舗に対する防犯指導

に対し防犯対策の強化を要請し、各店舗における複数勤務体制の実施、防犯設備等の設置・拡充その他各店舗に対する防犯診断・防犯指導等を継続実施したところ、同チェーン店舗における24年中の強盗の認知件数は前年より大幅に減少した。

⑤ 自動車盗対策

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間18団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」(14年1月策定、22年1月改定)に基づき、イモビライザ(注)等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。



自動車盗難防止の広報ポスター

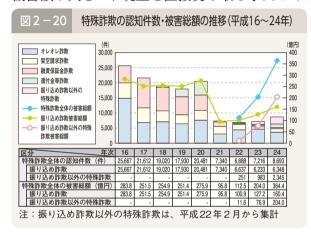
注:エンジンキーと、車両本体の電子制御装置のIDコードを照合し、一致しないとエンジンが始動しない電子式盗難防止システム

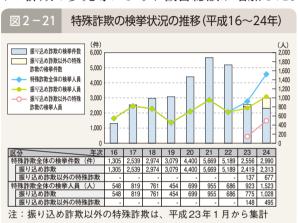
3|振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺

(1) 特殊詐欺の現状

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む。)の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺(オレオレ詐欺(注1)、架空請求詐欺(注2)、融資保証金詐欺(注3)及び還付金等詐欺(注4))である。

平成24年中の特殊詐欺の認知件数は8,693件、被害総額は約364億4,000万円と、いずれも前年より増加した。中でも、金融商品等取引名目等の特殊詐欺が前年に比べ大幅に増加し、多額の被害が発生したことがその大きな要因となっている。振り込め詐欺についても、1件当たりの被害額が大きい、現金を直接受け取る手口のオレオレ詐欺の多発等により、被害総額が増加した。





コ ラ ム ●金融商品等取引名目の特殊詐欺

金融商品等取引名目の特殊詐欺は、振り込め詐欺以外の特殊詐欺のうち8割以上を占めている。これは、実際には無価値又は対価ほどの価値がない未公開株、社債等の有価証券や外国通貨等について電話やダイレクトメール等により虚偽の情報を提供し、その購入名目等で金銭をだまし取る手口で行われるものであり、1件当たりの被害額が平均約1,000万円と大きな点に特徴がある。

(2) 特殊詐欺を撲滅するための取組

警察では、依然として大きな被害が発生しているこれらの特殊詐欺を撲滅するための取組を 推進している。

① 警察の総力を挙げた取締活動の推進

都道府県警察では、現に犯行を繰り返す特殊詐欺の犯行グループに重点を指向し、部門横断的な集中取締体制の構築等により、検挙の徹底を図っている。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進している。

- 注1:親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補塡金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した 被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 - 2:架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 - 3:融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 - 4:市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装ってATMを操作させて□座間送金により振り込ませる手□による電子計算機使用詐欺 (平成18年6月に初めて認知された。)

また、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が特殊詐欺に利用されていることから、こ れらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、預貯金口座を売買するな どの特殊詐欺を助長する行為についても、関係法令を駆使して取締りに当たっている。さらに、 外国に渡航した日本人がその国の犯行拠点から日本国内の被害者に電話をかけているケースが あることから、外国治安機関と緊密な連携を図っている。

② 国民から寄せられた情報による先制的抑止措置の推進

警察では、110番通報のほか、警察相談専用電話(全 国統一電話番号「#(シャープ)9110」)、専用メー ルアドレス等様々な窓口を通じて、特殊詐欺に関す る相談や情報を幅広く受け付けている。また、国民 から寄せられた情報を活用し、携帯電話事業者に対 する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求め、 金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等によ る犯行ツールの無力化等を実施するほか、「だまされ た振り作戦(注1)」による犯人の検挙を推進している。



広報啓発ポスター

③ 官民一体となった予防活動の推進

ア 広報啓発活動の推進

特殊詐欺の被害を防止するためには、国民の犯罪に対する「抵 抗力(注2) | を高めていくことが重要である。このため、警察では、 様々な機会を通じて、その手口や被害に遭わないための注意点 等の情報を積極的に国民に対して提供しているほか、戸別訪問 等の直接的・個別的な働き掛けを推進している。

イ 関係機関・団体等との連携

振り込め詐欺に加え、金融商品等取引名目の特殊詐欺が全国 島根県警察による日本証券業協会との被害防止 的に多発し、多額の被害が発生している。このため、警察では、



キャンペーン

金融機関や日本証券業協会等の関係機関・団体等との連携を強化し、被害防止キャンペーンの 実施等、官民一体となった予防活動を推進している。

❷捜査の過程で入手した名簿を活用した被害防止対策

犯行グループは、通信販売利用者の名簿等の各種名簿を悪用して 犯行を繰り返している。このため、新たな被害防止対策として、捜 査の過程で入手した名簿の登載者に対し、警察官による戸別訪問や 警察が民間委託したコールセンターからの電話連絡による注意喚起 に加え、具体的な予防対策の周知を図るなどの取組を実施している。



コールセンターで被害防止を呼び掛けている

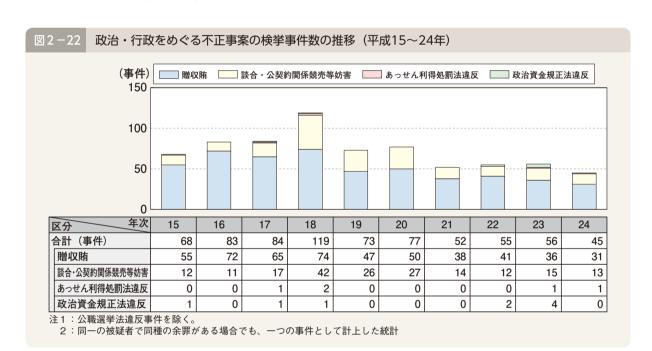
- 注1:特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人が利用する携帯電話や預貯金口座等に関す る情報を聞き出すことにより、契約者確認の求めや口座凍結依頼を活用して犯行ツールの無力化を図るほか、犯人に現金等を手渡しする 約束をした上で警察へ通報してもらい、被害者宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙するものであり、国民の積極的かつ自発的な協力 に基づく取組である。
 - 2:国民の犯罪に対する認識度や被害に遭わないための注意力にとどまらず、国民自らが被害防止に向けた取組に積極的に参画するなどによ り、犯罪を社会から排除していく力のこと。

4 構造的な不正事案

(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国や地方公共団体の幹部や職員等による贈収賄事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の 公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正が相次いで表面化している。

警察では、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。 第46回衆議院議員総選挙(平成24年12月16日施行)における選挙期日後30日現在(25年1 月15日現在)の公職選挙法違反の検挙件数は78件、検挙人員は99人(うち逮捕者33人)と、 前回の第45回衆議院議員総選挙期日後30日現在の時点に比べ、検挙件数は116件(59.8%)、 検挙人員は309人(75.7%)減少した。





横浜公共職業安定所の期間業務職員(47)は、24年3月下旬頃から同年5月下旬頃までの間、多数回にわたり、情報サービス会社役員から、雇用保険被保険者の資格取得年月日等の情報を漏えいするよう依頼を受け、漏えいした謝礼として、現金合計96万円を収受した。同年6月、同職員を加重収賄罪で逮捕した(愛知)。



元農林水産省総合食料局係長(45)は、21年12月下旬頃から22年5月下旬頃までの間、数回にわたり、野菜販売会社役員に対して、同省の補助金の交付に関して有利な取り計らいをしたことの謝礼等として、現金合計210万円を無利息、無担保、無期限で借り受けて金融の利益を得た。24年11月、同元係長を収賄罪で逮捕した(神奈川)。



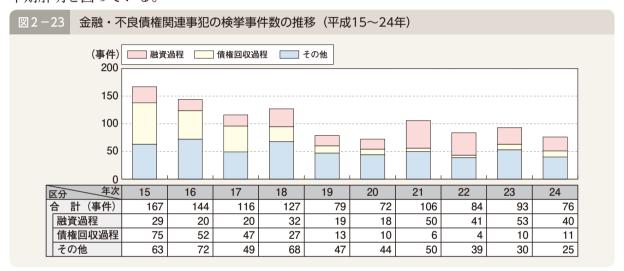
第46回衆議院議員総選挙の際、選挙運動員(41)は、24年12月中旬頃、他の選挙運動員3名に対し、投票を呼び掛けるなどの選挙運動をしたことの報酬として、それぞれ現金約20万円を供与した。同年12月、現金を供与した選挙運動員を公職選挙法違反(買収)で逮捕した(大阪)。

(2) 経済をめぐる不正事案

最近の経済状況を背景として、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、証券市場を舞台とした証券の発行や取引に関連した事犯のほか、企業の内部統制の不備に起因する事犯や国の補助金等の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。

警察では、これら金融・不良債権関連事犯、証券取引事犯、企業の経営等に係る違法事犯、 その他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを 推進している。

また、このような犯罪の捜査では、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であるとともに、年々、犯行手口が巧妙化していることから、都道府県警察において、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。





東証一部上場の光学機器メーカーの元代表取締役 (70) らは、19年6月から23年6月にかけて、関東財務局長に対し、同社の各連結会計年度における連結純資産額について、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。24年2月、東京地方検察庁と共に、同元代表取締役ら7人を金融商品取引法違反(有価証券報告書虚偽記載)等で逮捕した(警視庁)。



投資顧問会社の代表取締役(60)らは、真実は、同社が実質的に運用するファンドの純資産額が過小になっていたにもかかわらず、そのことを秘し、複数の年金基金の担当者に対し、虚偽の運用実績等を記載した資料を示しつつ、同ファンドの買い付けを勧誘するなどして、21年4月から24年1月にかけて、同ファンドの買い付け代金として現金合計約248億円をだまし取った。同年6月、同代表取締役ら4人を詐欺罪で逮捕した(警視庁)。



自動車部品販売会社の代表取締役 (72) らは、真実は、同社が債務超過の状態にあり、融資金を約定どおり返済する意思も能力もないにもかかわらず、金融機関等に対し、虚偽の財務内容を記載した確定申告書等を提出して融資を申し込み、融資金を確実に回収できると信用させ、20年2月から23年4月にかけて、融資金名下に現金合計約20億円をだまし取った。24年8月、同代表取締役ら2人を詐欺罪で逮捕した(宮崎)。

5 通貨偽造犯罪・カード犯罪

(1) 通貨偽造犯罪

1 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数 (注1) の推移は次のとおりであり、平成24年中は、前年より増加した。

表2-2 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成15~24年)

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
合計	(枚)	16,910	25,858	12,203	4,288	15,779	2,540	3,433	3,609	1,536	1,950
	一万円券	6,138	8,828	5,714	3,293	3,562	1,975	1,966	2,427	1,157	1,457
	五千円券	1,097	1,007	557	249	121	105	278	474	85	109
	二千円券	99	11	7	10	13	6	9	327	3	4
	千円券	9,576	16,012	5,925	736	12,083	454	1,180	381	291	380

② 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、精巧に偽造されたものが発見されている。これは、高性能のプリンタ等が一般に普及したためと考えられる。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が 行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。また、 コンピュータ関連機器、自動販売機等の製造業者団体に通貨偽造犯罪対策の強化を要請するな どしている。



無職の男(39)は、24年5月頃、大阪府内の自宅において、カラープリンタ等を使用して一万円券を偽造した上、府内の高速道路料金所等で通行料金として偽造一万円券を手渡し、行使した。同年9月、偽造通貨行使罪で逮捕した(大阪)。



押収した偽造日本銀行券

(2)カード犯罪

過去10年間のカード犯罪 (注2) の認知・検挙状況の推移は次のとおりであり、平成24年中の 認知件数は前年より減少し、検挙件数及び検挙人員は前年より増加した。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・ 紛失の届出があった場合はカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。



注1:届出等により警察が押収した枚数

2: クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

6 ヤミ金融事犯等

(1) ヤミ金融事犯等

平成24年中のヤミ金融事犯 (注) の検挙状況は表 2-3 のとおりであり、このうち暴力団が関与する事件は14.8%であった。

警察への相談件数やヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にある。警察では、各都道府県警察に設置しているヤミ金融事犯集中取締本部による継続した取締りのほか、口座凍結のための金融機関への情報提供、ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報の金融機関への提供の拡大等の総合的な対策を行っている。24年中、ヤミ金融に利用された疑いのある口座として金融機関に情報提供し凍結を求めた件数は2万3.786件であった。

表 2-3 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

年次 区分	20	21	22	23	24
検挙事件数 (事件)	437	442	393	366	325
検挙人員(人)	860	815	755	666	470

コ ラ ム ③ヤミ金融事犯等に悪用されるレンタル携帯電話サービス等の犯罪利用防止対策

ヤミ金融事犯等を敢行する者は、自己への捜査を免れるためにレンタル携帯電話サービスを悪用したり、無登録貸金業広告等をウェブサイトに掲載するためにレンタルサーバサービス等を悪用したりする状況が認められる。また、レンタル携帯電話事業者の中には、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律で定められた貸与時の本人確認を履行することなく漫然と携帯電話を貸与している事業者が存在する状況が認められる。

このような状況に鑑み、警察では、悪用されたレンタル携帯電話の実態把握やレンタル携帯電話事業者に対する解約要請、プロバイダ等に対する削除要請を行っており、24年中のレンタル携帯電話事業者に対する解約要請は2,763件、レンタルサーバサービス等を提供するプロバイダ等に対するウェブサイトの削除要請は419件であった。また、悪質な事業者を検挙するなどレンタル携帯電話等の犯罪利用防止対策を推進している。

(2) 不動産取引をめぐる事犯

平成24年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は50事件、検挙人員は70人で、検挙した 事件の適用法令は、宅地建物取引業法、建設業法等であった。



二級建築士の男(64)は、22年9月から23年9月にかけて、4回にわたり、一級建築士として業務を行う目的で、市職員等に対し、自らを一級建築士と記載した建築確認申請書を提出して一級建築士の名称を使用するとともに、偽造した自己名義の一級建築士免許証の写しを提出した。24年10月、同人を建築士法違反(業務目的の名称使用)及び偽造公文書行使罪で逮捕した(神奈川)。

7 食の安全に係る事犯、保健衛生事犯等

(1) 食の安全に係る事犯

平成24年中の食の安全に係る事犯 (注1) の検挙状況は表 2 - 4 のとおりであり、厚生労働大臣が定めた規格基準に適合しない方法で加工・調理した生食用牛肉を販売する事犯や外国産食品を国産食品と表示して原産地を偽装した事犯の検挙が見られた。

表2-4 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
検挙事件	数(事件)	37	66	46	39	41
	食品衛生関係事犯	21	32	36	27	21
	食品の産地等偽装表示事犯	16	34	10	12	20
検挙人員	(人)	91	132	85	76	73
	食品衛生関係事犯	34	25	65	39	22
	食品の産地等偽装表示事犯	57	107	20	37	51
検挙法人	(法人)	24	37	26	13	14
	食品衛生関係事犯	5	6	19	5	3
	食品の産地等偽装表示事犯	19	31	7	8	11

(2) 保健衛生事犯

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品(以下「無承認医薬品」という。)を広告・販売するなどの薬事法違反、無資格で医行為を行うなどの医師法違反等の保健衛生事犯(注2)の取締りを行っている。無承認医薬品については、最近、中国を仕出地とするものが多く、平成24年中の無承認医薬品の広告・販売に係る薬事法違反事件で無承認医薬品の仕出地が国外と判明した35事件のうち、21事件が同国を仕出地とするものであった。これらの無承認医薬品については、無承認医薬品の広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で流入するものが多い。

こうした状況を踏まえ、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報を提供し、被疑者の検 挙やウェブサイトの削除を要請するなどしている。

表2-5 保健衛生事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

年次	20		21		22		23		24	
事件数・人員区分	事件数 (事件)	人員 (人)								
薬事関係事犯	100	163	105	144	103	187	114	194	105	164
医事関係事犯	50	84	34	66	37	82	30	51	39	66
公衆衛生関係事犯	212	211	214	210	243	282	199	228	197	210
合計	362	458	353	420	383	551	343	473	341	440



医師免許を持たない男(43)は、22年6月頃から23年11月頃にかけて、実在する医師名義で偽造した医師免許証を使用して複数の病院に勤務し、健康診断に伴う触診等の診察や疾病判定を行うなどの医行為を行い、病院から約1,200万円をだまし取った。25年1月までに、同人を詐欺罪、偽造有印公文書行使罪及び医師法違反(無免許医業、名称使用制限)で検挙した(警視庁、神奈川、長野)。

- 注1:食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)
 - 2:薬事関係事犯(薬事法違反、薬剤師法違反等)、医事関係事犯(医師法違反、歯科医師法違反等)及び公衆衛生関係事犯(食品衛生法違反、 狂犬病予防法違反等)

(3) 知的財産権侵害事犯

平成24年中の知的財産権侵害事犯の検挙状況は表2-6のとおりであり、偽ブランド品については表2-7のとおり、大半が中国から密輸入されている。これらの偽ブランド品については、

偽ブランド品の広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で密輸入されるものが多い。

こうした状況を踏まえ、警察では、中国等の外国 捜査機関に対し情報を提供し、被疑者の検挙やウェ ブサイトの削除を要請している。また、不正商品対 策協議会 (注) における活動を始め、権利者等と連携し た知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広 報啓発活動を推進している。



不正商品対策協議会と連携した広報啓発活動

表2-6 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

年次	20		21		22		23		24	
事件数・人員区分	事件数 (事件)	人員 (人)								
商標法違反(偽ブランド事犯等)	246	442	200	313	218	321	236	337	260	420
著作権法違反 (海賊版事犯等)	115	180	119	178	162	222	194	258	196	285
その他	24	88	45	129	18	40	20	52	54	141
合計	385	710	364	620	398	583	450	647	510	846

表2-7 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移(平成20~24年)

仕	年次 出地	20	21	22	23	24
総	数(点)	280,679	107,637	128,252	168,303	88,846
	中国	268,326	93,800	118,162	159,276	73,511
	韓国	5,972	13,529	9,032	7,228	15,230
	香港	12	181	17	62	61
	台湾	0	0	825	83	0
	その他	6,369	127	216	1,654	44

(4)環境事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、国民の健康を脅かす可能性の高い有害廃棄物の不適 正処理等の事犯を重点的に取り締まるとともに、関係機関に必要な情報を提供して、環境被害 の拡大防止と早期の原状回復を促している。

表 2 - 8 廃棄物事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

年次 区分	20	21	22	23	24
検挙事件数 (事件)	6,124	6,128	6,183	5,700	5,655
検挙人員 (人)	7,602	7,599	7,679	7,018	6,841
検挙法人(法人)	481	554	482	477	443

注:廃棄物事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯をいう。

注:昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

第2節

犯罪の検挙と抑止の ための基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」(注1)の提言を受け、平成24年3月、「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、次の施策を推進している。

① 取調べの録音・録画の試行の拡充

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、20年9月から警視庁等において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは全ての都道府県警察で試行を実施していたが、24年4月からは、裁判員裁判対象事件について、自白事件に限らず必要に応じて否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場面を対象に試行を実施している。また、同年5月からは、知的障害を有する被疑者に係る事件についても試行を開始している(注2)。

② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその 伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、24年12月に心理学的知見を取り入れた教 本「取調べ(基礎編)」を作成したほか、25年5月には「取調べ技術総合研究・研修センター」 を新設するなどして、取調べの高度化・適正化等を推進している。

③ 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するとともに、科学技術の発達等に伴う犯罪の高度化・複雑化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型データベースを拡充するための取組や、通信傍受の拡大、仮装身分捜査の導入を始めとする捜査手法の高度化に向けた検討を推進している。

□ ラ ム ④ 「取調べ技術総合研究・研修センター」の新設

平成25年5月、警察大学校に「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置し、諸外国の例を参考に、心理学的知見に基づく取調べ技術の体系化及びその習得のための研修方法に関する調査研究、並びに各都道府県警察の取調べ指導担当者を対象とした実践的な研修を実施している。

(2) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、 犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物 や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、機動力をいかした捜査活動を行うため、 各都道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発 生時に現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行っ ているほか、機動鑑識隊(班)や現場科学検査班等 を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連 技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。



- 注1:国家公安委員会委員長が主催し、有識者から構成された研究会。平成22年2月、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現する ため幅広い観点から検討することを目的として発足し、24年2月に最終報告を公表した。
 - 2:裁判員裁判対象事件については、20年9月から25年3月までの間に4,546件、知的障害を有する被疑者に係る事件については、24年5月から25年3月までの間に872件の試行を実施した。

ョ ラ ム **⑤**防犯カメラを駆使した捜査による被疑者の検挙

近年、防犯カメラの普及に伴い、犯罪捜査において、防犯カメラの画像が、犯行状況や犯人像の確認、 事件関係者の足取りの確認、画像を公開しての追跡捜査等様々な場面で活用されている。

最近では、浦安市北栄における女性殺人事件(平成24年4月)、地下鉄副都心線渋谷駅構内における 殺人未遂事件(同年5月)、六本木五丁目雑居ビル飲食店内における傷害致死事件(同年9月)、板橋区 赤塚における女性強盗殺人事件(同年11月)等の重要事件が防犯カメラ画像の活用によって被疑者の 検挙に至ったほか、オウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者の追跡捜査においても威力を発揮した。

(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的と



警察庁ウェブサイト

して、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト(http://www.npa.go.jp/reward/index.html)等で対象となる事件等について広報している。

(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

平成24年中に警察が取り扱った死体数は約17万4,000体であり、過去10年間で約1.3倍に増加している。

警察においては、死体取扱数の増加に対応し、適正な検視業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官 (注) 及びその補助者の増員、検視業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実、資機材の整備による検視体制の強化を推進している。

また、25年4月1日には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されたことから、警察では、同法に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するなど、その適正な運用に努めている。



注:原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、 警察大学校における法医専門研究科を修了した者の中から任用される検視の専門家であり、全国で333人(平成25年4月1日現在)配置 されている。

科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するため、警察では、犯 罪捜査において、DNA型鑑定、三次元顔画像識別システム、プロファイリング等の科学技術の 活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都 道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

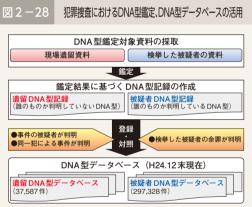
(1)DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、DNA (デオキシリボ核酸) の 個人ごとに異なる部分を比較することで個人を識別 する鑑定法である(注1)。現在、警察で行っている DNA型鑑定は、主に、STR型検査法(注2)と呼ばれ るもので、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の 組合せの場合でも、約4兆7.000億人に1人という 確率で個人識別を行うことが可能となっている。

DNA型鑑定を実施した鑑定資料 (注3) の数は年々 増加し、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等 の身近な犯罪の解決にも多大な成果を上げている。 また、警察では、被疑者DNA型記録(注4)と遺留 DNA型記録(注5)をデータベースに登録し、犯人の 割り出し、余罪の確認等に活用している。

DNA型は、犯人の特定、犯行状況の解明等に欠 くことのできない客観証拠であることから、警察で は、積極的にDNA型鑑定資料を採取するとともに、 DNA型鑑定のための体制・資機材の整備等を推進し、 DNA型データベースの拡充を図り、犯罪捜査に一 層効果的に活用することとしている。





⑤DNA型鑑定技術を用いた未解決重要事件捜査

平成14年3月、千葉県八街市内において発生した殺人事件について、犯人の特定に至らず、未解 決となっていた。24年6月、犯人に関する有力情報が寄せられ、容疑者が浮上したことから、事件 発生時に押収し、保管していた犯人の遺留品から採取した資料について、DNA型鑑定を実施したと ころ、特定されたDNA型と容疑者のDNA型とが一致した。これが有力な証拠となり、同年7月、同 人を殺人罪で逮捕した(千葉)。

科学技術の進展等によりDNA型鑑定技術が高度化しており、警察では、未解決重要事件の捜査におい て、犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料について、劣化、混合等を防ぐため、保管状況等に十 分留意しつつ、その再精査を徹底し、随時DNA型鑑定を行うことにより、犯人の割り出しを図っている。

注1:警察で行うDNA型鑑定に使用されるのは、DNAのうち身体的特徴や病気に関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果で

あるDNA型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。 :STRと呼ばれる4塩基(A(アデニン)、T(チミン)、G(グアニン)及びC(シトシン))を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法

^{3:}犯罪現場等に遺留された血液・血痕、精液・精液斑、精液及び膣液等の混合液・混合斑、唾液・唾液斑、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、 骨、歯、川、臓器等の組織片のほか、被疑者又は被害者等から提出を受けた口腔内細胞及び被疑者の身体から採取した血液

^{4:}被疑者から採取した資料のDNA型の記録

^{5:}犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録

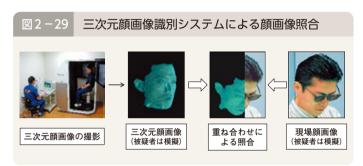
」 ラ ム **⑦**DNA型鑑定を活用した東日本大震災における身元確認

東日本大震災に伴い収容された遺体は、津波に飲み込まれて居住地等から相当離れた場所で発見されたり、所持品等が失われたりしているケースが多く、その身元確認が難航した。こうした中、警察では、行方不明者の家族等から行方不明者本人に直接関係する毛髪等の資料やDNA型の親子鑑定的手法 (注1) の活用を図るための資料の収集を行い、また、日本赤十字社、対がん協会等の協力により、行方不明者の献血した血液検体やがん検診等において採取された組織細胞の提供を受けるなどして、DNA型鑑定を活用しての身元確認を推進した。

(2) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。

一般に、防犯カメラ等で被疑者の顔 が撮影される角度は様々であるため、 防犯カメラ等の画像と被疑者写真等を 比較するだけでは個人の識別が困難な



場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラ等の画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることにより、個人識別を行うことが可能であり、防犯カメラの普及とあいまって被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手法となっている。

(3) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋(以下「指掌紋」という。)は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。

(4) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計 データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである。

従来、事件捜査では、犯人特定のために犯行現場の状況や犯人の遺留品、さらには聞き込み捜査等で得られた様々な情報等をつなぎ合わせるとともに、捜査員の経験則に基づく職人的な「勘」

をも駆使して犯人を推定・浮上させ、特定してきたものであるが、より効率的で合理的な捜査を推進するため、科学的見地に基づくプロファイリングでの推定結果を併せ見て、犯人を推定・浮上させる捜査手法を活用している。また、プロファイリング技術の高度・専門化 $^{(2)}$ 及び一般化 $^{(2)}$ にも取り組んでいるところである。



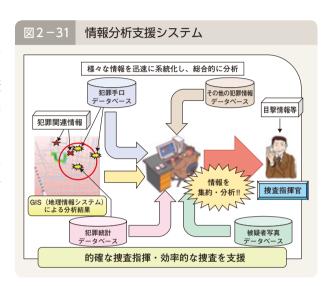
- 注1:身元不明遺体のDNA型と行方不明者の家族等血縁者のDNA型を照合し、親子等の血縁関係に矛盾がないかを判別する方法
 - 2: 専従者の育成及び体制の整備
 - 3:捜査員に対する指導の徹底及び有効活用の推進

(5) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪の検挙には自動車の検問が有効であるが、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問は交通渋滞の原因になるおそれがあるなどの問題がある。このため、警察庁では昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(6)情報分析支援システム

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、被疑者の迅速な検挙のためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進し、捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援することが重要である。このため、警察では、複数のシステムで行っていた業務を1台の端末装置によって行い、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、様々な情報を組み合わせるなどして、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することを可能とする情報分析支援システム(CIS-CATS(注1))を平成21年1月から運用し、事件解決に役立てている。



(7) デジタルフォレンジック (注2) の強化

犯罪に利用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な証拠となる場合があることから、警察では、犯罪に利用された電子機器等から証拠となる情報を取り出すための体制を整備している(注3)。

電子機器等に保存されている犯罪捜査に必要な情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録(電子データ)を抽出した上で、文字・画像等の人が認識できる形に変換するという「電磁的記録の解析」が必要不可欠である。しかしながら、電磁的記録は、消去・



改変等が容易であるため、適正な手続により解析・証拠化等を実施することが極めて重要である。 また、情報通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し ているため、常に最新の技術や情報を収集することも重要となっている。

このため、警察では、電磁的記録の解析に必要な技術情報を得るため、電子機器等の製造業者を始めとする企業との技術協力を推進するとともに、国内捜査機関、外国治安機関等と解析に係る知識・事例等の共有を図るなど、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術を蓄積することで、デジタルフォレンジックの強化を図っている。

- 注1: Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略
 - 2:犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続
 - 3:15頁参照

3|緻密で適正な捜査の徹底と司法制度改革への対応

(1) 緻密で適正な捜査の徹底

国家公安委員会は、平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。この決定を受け、警察庁では、20年1月、警察が当面取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、これに基づく各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことを踏まえ、警察庁では同年4月、「足利事件における警察捜査の問題点等について」を取りまとめ、このような事案の絶無を期するため、供述吟味担当官(班)(注)の設置や相手方の特性に応じた取調べ方法の指導・教育等の各種施策を推進している。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努め、取調べの適正化の一層の推進を図っている。

② 各種教育訓練の実施

警察庁では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る一環として、警察大学校及び管区警察 学校において「取調べ専科」等を実施し、取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に 関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、個々の捜査員の「適正な取調べ」に対する意識 改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、 若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月、取調べの一層の適正化に資するため、被疑者 取調べ監督制度を開始し、警察庁長官官房総務課に取調べ監 督指導室を、都道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者 取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制 を整備し、取調べの状況の確認、調査等、必要な措置を行っ ている。



取調べ室の外部からの視認状況

(2) 裁判員制度への対応

平成21年5月に開始された裁判員制度では、一定の重大な事件の刑事裁判において、一般国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にいかなる刑にするかの公判審理と評決を行う。警察では、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行を裏付ける客観的証拠の収集の徹底、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成、捜査の適正性の一層の確保等に努めている。

注:事件の重大性、悪質性、社会的反響等の大きさを踏まえ、捜査本部設置事件等における捜査指揮を強化する必要がある場合に、事件主管課に所属する警視、警部及び警部補の階級にある警察官で捜査主任官以外の者から選任し設置するもの。被疑者の供述と客観的証拠、裏付け捜査等との関係を精査し、自白の信用性をチェックする役割を果たす。

4 事件・事故への即応

交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、犯人の逮捕等の措置を執っている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成24年中の110番通報受理件数 (注1) は、約935万件と前年より約2万件減少したが、依然として高い水準にある。これは、約3.4秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が67.5%を占めている。

これらの110番通報のうち、緊急の対応を必要としない各種照会、要望・苦情・相談等の通報が24.7%を占めていることから、警察では、110番通報を適切に利用し、緊急の対応を必要としない通報には専用の「# (シャープ) 9110|番(注2)を利用するよう呼び掛けている。



(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備 (注3) の発令等を行っている。平成24年中の緊急配備の実施件数は9,521件(前年比108件減少)であった。

また、24年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム(注4)の平均は、7分1秒であった。



通信指令室

- 注1:無応答、いたずら、誤接等は計上していない。
 - 2:56頁参照
 - 3: 重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等
 - 4:通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム(位置情報通知システム)を全都道府県において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

(3) 初動警察活動 (注) の強化

① 初動警察刷新強化の取組

警察庁は、平成20年12月、初動警察活動の総合的な強化に向けた基本方針として「初動警察刷新強化のための指針」を策定した。都道府県警察では、この指針を受けて、通信指令機能の強化、事案対応能力の強化等に重点的に取り組んでいる。

② 通信指令機能の強化

国家公安委員会は、21年9月、「警察通信指令に関する規則」を制定し、通信指令室が初動警察における司令塔としての役割を果たすことができるよう、その位置付けや権限を明確化するとともに、通信指令を行う際の組織的活動、人材の育成、関係都道府県警察の連携等の原則を定めた。都道府県警察では、同年10月に施行されたこの国家公安委員会規則に基づき、迅速・的確な初動警察活動を推進している。



全国通信指令・無線通話技能競技会

③ 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理や指令の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令 技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を 設けて、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が、実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。

④ 事案対応能力の強化

警察では、治安情勢等を踏まえ、警戒の必要な地域や時間帯に警察用車両等を集中的に投入するなど、 警察機動力の連携強化及び運用改善を図っている。

また、事案対応能力の向上を図るため、無差別殺 傷事件その他の重大事案の発生に際して行われるこ ととなる一連の警察活動に関する実践的な訓練を継 続的に実施している。



無差別殺傷事件を想定した初動対応訓練

注: 平時における警察の体制を前提として都道府県警察が行う、事件・事故に即応した初動的な警察活動であり、その指揮に当たる通信指令を含むもの

□ ラ ム ③地域警察デジタル無線システムを活用した警察活動

警察では、音声通信のみであった従来の無線システムに代えて、高度化した音声通信機能及びデータ通信機能を有する地域警察デジタル無線システムを整備し、平成23年3月から各道府県警察 (注) において順次運用を開始した。

同システムの整備により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置情報等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有することが可能となった。



(4) パトカー及び警察用航空機・船舶の活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置を執っている。また、全国に警察用航空機(ヘリコプター)を約80機、警察用船舶を約170隻配備し、通信指令室やパトカーと連携させてその機動力をいかしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、山岳遭難等の事故や災害発生時の捜索救助活動等を行っている。



パトカー



警察用航空機



警察用船舶

注:警視庁及び岡山県警察においては、独自のデータ端末を整備・使用している。



平成24年12月、八ヶ岳連峰赤岳(長野県茅野市)において、登山者5人が道に迷うなどして 遭難した。長野県警察航空隊はヘリコプターを出動させ、捜索活動を行ったところ、5人全員を 発見救助した(長野)。



24年5月、長崎県長崎市野母港沖において、沿岸警戒のため、警察用船舶で航行中、進路前方で溺れている男性(30)を発見したことから、直ちに乗組員4人で当該男性を救助した(長崎)。

日 月 A **9**山岳遭難に対する警察活動

平成24年中の山岳遭難の発生件数は1,988件、遭難者数は2,465人(うち死者・行方不明者は284人)であった。警察では、関係機関・団体等と連携の上、警察用航空機(ヘリコプター)等を活用して、遭難者の捜索救助に当たるとともに、増加傾向にある山岳遭難の防止を図るため、広報啓発活動、山岳関連情報の提供、パトロール等を実施している。



警察用航空機による救助活動





山岳警備隊によるパトロール

(5) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその 周辺のパトロールや警戒警備を行い、痴漢、すり、 置き引き等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、 駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢 の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女 性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊



平成24年10月、警戒中の鉄道警察隊員が不審な男(70)を発見し、その動向を注視しながら 追跡したところ、同人が、買物客の女性が所持していたトートバッグから財布を抜き取り窃取し たことから、男を窃盗罪で現行犯逮捕した(千葉)。



24年12月、女性から電車内において痴漢被害に遭っているとの相談を受けた鉄道警察隊は、同人に同行して電車に乗り込み警戒していたところ、同人の前に立ち体を触る行為をした男(41)を発見し、迷惑防止条例(粗野又は乱暴な行為の禁止)違反で現行犯逮捕した(静岡)。

5 | 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態を 把握し、その実態に即した活動を地域住民の意見・要望等に応えるように行っている。また、 昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域 住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成25年4月1日現在、全国に交番は6,248か所、駐在所は6.614か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

1) パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという 国民からの要望に応え、事件・事故の発生を未然に防 ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する 時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。 パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、 危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対す る防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番・駐在所等の施設の外に立って 警戒に当たる立番を行っている。また、駅、繁華街等 の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所にお いて、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成24年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は 23万7,275人と、警察による刑法犯の総検挙人員の 82.7%を占めている。

4 交番相談員

25年4月1日現在、全国で約6,400人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



パトロール



立番



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

1 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

② 交番・駐在所連絡協議会

平成25年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1 万2,205の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。 そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関 する問題について協議したり、地域住民の警察に対す



巡回連絡

る意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、 自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況 やその防止策等の身近な情報を伝えている。

(3) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成24年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分(注)を含め約2,242万点に上っており、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約108億円が、物品については約796万点が遺失者に返還されている。

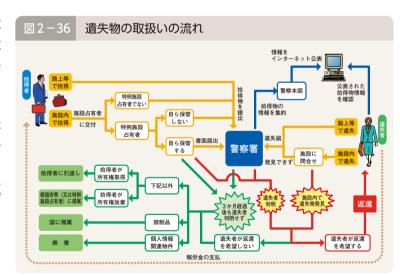


表 2 - 9 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
通貨	拾得物	142	135	141	189	156
(億円)	遺失届	373	353	351	498	372
物品	拾得物	1,734	1,820	1,976	2,063	2,242
(万点)	遺失届	1,065	1,096	1,128	1,156	1,180

注:一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者(特例施設占有者)は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

第 3 節

安全で安心な暮らしを守る施策

1 総合的な犯罪抑止対策の推進

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

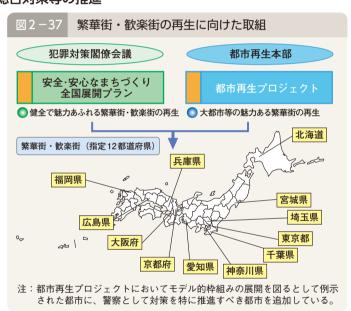
① 安全・安心なまちづくりの全国展開

ア 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

政府では、地域の自主的な取組を支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させた取組を推進している。

イ 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策等の推進

警察では、健全で魅力あふれるまち づくりを推進するための施策を講じて いる。具体的には、繁華街・歓楽街の 再生に向け、商工会、地域住民、自治 体等と問題意識を共有し、自治体が行 うまちづくり事業に計画段階から積極 的に関与するほか、客引きやスカウト 行為、非行少年や不良行為者のい集、 違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、 違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締 り等を通して街並みの改善を図っている。 さらに、違法風俗営業等の風俗関係事 犯や不法就労、人身取引事犯、組織的 な資金獲得犯罪等の取締りを行うとと もに、繁華街・歓楽街において犯罪組 織が暗躍することのないよう、雑居ビル、



広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進することにより、犯罪インフラ (注1) の根絶を図っている。

その他、繁華街・歓楽街以外の住宅地においても自治体を中心に警察その他の関係機関・団体等が連携するなどして、安全・安心なまちづくりが推進されている事例もみられる(注2)。

ウ 安全・安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

17年12月、犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりを推進する気運の全国的な 波及等を目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、顕著 な功績等のあった団体・個人を首相が表彰する制度が新設された。これに基づき、24年10月11 日、首相官邸において、10団体に対し安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、同月20日、優れた活動を行う防犯ボランティア団体と防犯まちづくりに積極的な取組を行っている地方公共団体がそれぞれ取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2012」(警察庁主催)が開催された。

注1:131頁参照 2:55頁参照

② 地域社会との連携

ア 防犯ボランティア団体の活動

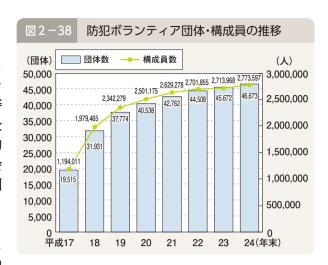
安全・安心なまちづくりの実現のためには、 国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を 推進することが重要である。24年末現在、警 察が把握している防犯ボランティア団体は全 国で4万6,673団体(注1)、その構成員数は約 277万人であり、その多くは町内会、自治会 等の地域住民による団体や子供の保護者の団 体に属している。

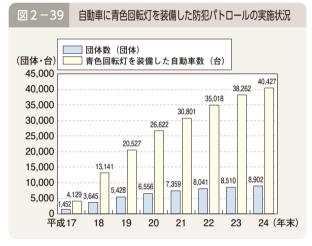
イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、防犯パトロール活動を行う自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、24年末現在、全国で8,902団体、4万427台の青色回転灯装備車が活動を行っている。また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の 発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安 心なまちづくりを推進するため、地域住民に 向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯





情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供し、自主防犯活動の促進に努めている。

③ 犯罪防止に配慮した環境設計

ア 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、 住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その 普及に努めている。

イ 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、25年3月末現在、防犯優良マンション制度は23都道府県(注2)で、防犯モデル駐車場制度は12都府県(注3)で整備されている。

ウ 街頭防犯カメラの設置促進

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に極めて有効であることから、警察による設置を拡充するとともに、民間事業者等による設置を促進している。警察設置の街頭防犯カメラは、25年3月末現在、18都道府県で921台である。

注1:平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体

^{2:}北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、徳島、 愛媛、大分及び沖縄。平成25年3月末現在で、1,822件の登録又は認定がされている。

^{3:}東京、千葉、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。平成25年3月末現在で、275件の登録又は認定がされている。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

治安情勢は依然として厳しいことに加え、かつて日本の良好な治安を支えてきた社会の高い 規範意識や強い絆が、時代とともに希薄化しており、このまま放置すれば、治安の悪化を再び 招くことが懸念される。

このような現状を踏まえ、平成22年以降、警察が社会の様々な主体をけん引し、社会各分野に、防犯に資する情報のタイムリーな提供や事件・事故が発生した場合の速やかな通報や連絡を可能とするための防犯ネットワークを重層的に整備し、その活用促進を図るとともに、小さな犯罪も安易に見過ごさない、また、社会から孤立した人々を支援するための幅広い取組を行うことにより、社会の規範意識の向上や絆の強化を図る「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進している。

① 防犯ネットワークの整備と活用促進

地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備するとともに、 防犯ネットワークを有効活用した積極的な情報交換や自主防犯活動の支援等を行っており、多様な 地域住民等の防犯活動への参加による、地域社会が一体となった犯罪抑止対策の推進を図っている。

警察庁では、22年11月、関係機関・団体等と「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」を開催し、今後協働して犯罪の起きにくい社会づくりを推進する旨の宣言を行ったほか、各都道府県における警察と業界団体との連携を促進するため、8つの業界団体(25年4月現在)との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結している。これ以外にも、各都道府県警察において、様々な形の防犯ネットワークの整備等を推進しているほか、そのネットワークを活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者によるCSR (注) 活動等の主体的な自主防犯活動に対して、その活動の充実に資するような支援等を行っている。



静岡県内のある企業では、CSR活動としての防犯活動について静岡県警察に相談したことがきっかけとなり、従業員による防犯パトロール活動を開始するとともに、従業員が防犯パトロールで歩いた距離に応じて1キロメートル当たり100円の積立てを行い、それを原資として年間10灯を目標に地元自治体に防犯灯を寄贈する活動を行っている(静岡)。



防犯パトロール出発式

② 社会の規範意識の向上や絆の強化

警察では、小さな違反や犯罪を安易に見過ごすことなく、違反等の態様に応じて、見とがめるべきを見とがめ、違反者等の心からの反省を促すなどして、規範意識の向上を図っている。具体的には、社会を挙げた万引き防止対策、交通ルールの遵守、少年の非行防止、薬物乱用防止のための取組等を推進している。

さらに、社会から孤立し疎外されていると感じている人々の存在に留意し、これらの人々を支援するため、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等の非行少年を生まない社会づくり、防犯ボランティア活動の活性化等の取組を推進している。



大学生による防犯ボランティア

注:Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組のこと。

2 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業 の状況

平成24年中の性風俗関連特殊営業の状況についてみると、前年に比べ、無店舗型性風俗特殊営業の届出数が増加する一方、店舗型性風俗特殊営業の届出数は減少している。

③ 深夜酒類提供飲食店 営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間はほぼ横ばいである。

(2) 売春事犯及び風俗 関係事犯の状況

1 売春事犯

平成24年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等(注)の割合は14.7%(103人)と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

② 風俗関係事犯

24年中の風営適正化法 による検挙状況についてみ ると、前年に比べ、禁止区 域等営業の検挙件数等が減 少している。

表2-10 風俗営業の営業所数の推移(平成20~24年)

=							
区名	—— 分	年次	20	21	22	23	24
総数	数 (車	軒)	106,864	104,920	102,207	99,994	98,432
	第	1号営業(キャバレー等)	3,668	3,379	3,128	2,933	2,774
	第2	2号営業(料理店、カフェー等)	67,330	67,034	66,009	65,313	65,215
	第3	3号営業(ナイトクラブ等)	512	486	467	442	413
	第4	4号営業(ダンスホール等)	232	216	197	187	150
	第5	5号及び第6号営業	11	39	7	6	6
	第7	7号営業	26,974	26,104	25,262	24,465	23,693
		まあじゃん屋	13,920	13,343	12,687	12,054	11,450
		ぱちんこ屋等 (注)	12,937	12,652	12,479	12,323	12,149
		その他	117	109	96	88	94
	第8	8号営業(ゲームセンター等)	8,137	7,662	7,137	6,648	6,181

注:ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

表2-11 性風俗関連特殊営業の届出数の推移(平成20~24年)

三	20	21	22	23	24
総数(件)	22,021	23,727	25,102	29,391	30,133
店舗型性風俗特殊営業	6,570	6,420	6,208	8,835	8,685
第1号営業(ソープランド等)	1,249	1,239	1,238	1,246	1,235
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)	862	847	836	822	824
第3号営業 (ストリップ劇場等)	162	157	139	125	116
第4号営業 (ラブホテル等)	3,944	3,837	3,692	6,259	6,152
第5号営業 (アダルトショップ等)	353	340	303	272	252
第6号営業(出会い系喫茶等)	- 1	_	_	111	106
無店舗型性風俗特殊営業	14,035	15,682	16,983	18,336	19,257
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)	13,093	14,648	15,889	17,204	18,119
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)	942	1,034	1,094	1,132	1,138
映像送信型性風俗特殊営業	1,026	1,240	1,554	1,888	1,879
店舗型電話異性紹介営業	209	195	174	151	138
無店舗型電話異性紹介営業	181	190	183	181	174

表 2-12 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移(平成20~24年)

年次 区分	20	21	22	23	24
総数(軒)	270.916	272.068	272.049	272.985	273,868

表2-13 売春防止法違反の検挙状況の推移(平成20~24年)

	年次		20		21		22		23		24	
		‡数、人員	件数	人員								
区分	7		(件)	(人)								
総数	汝		1,842	662	1,562	747	1,386	727	1,138	675	1,079	701
	街娼型	勧誘等	259	256	282	284	248	243	297	296	237	230
	管理型	場所提供	130	157	128	180	128	185	130	161	103	189
		管理売春	7	18	6	7	3	4	1	3	7	7
		資金提供	4	4	4	4	7	7	9	9	6	9
	派遣型	周旋	781	187	531	224	669	246	397	179	369	238
	派追至	契約	659	39	606	43	323	35	302	25	355	27
	その他		2	1	5	5	8	7	2	2	2	1

表2-14 風営適正化法違反の検挙状況の推移(平成20~24年)

`	年次		20		21		22		23		24	
	件数、人員	件数	人員									
区分		(件)	(人)									
総数		3,249	3,956	2,839	3,577	2,876	3,522	2,672	3,402	2,682	3,212	
	禁止区域等営業	532	1,074	503	1,044	502	984	463	842	378	687	
	年少者使用	439	598	352	486	296	416	308	419	260	321	
	客引き	537	815	515	769	585	844	533	791	594	796	
	無許可営業	656	836	577	725	580	753	545	767	496	719	
	構造設備·遊技機無承認変更	49	68	55	68	34	41	43	45	57	67	
	20歳未満の客への酒類等提供	101	200	63	135	66	128	73	135	96	180	
	その他	935	365	774	350	813	356	707	403	801	442	

また、わいせつ事犯の検 挙状況についてみると、検 挙件数は、最近5年間連続 して増加している。

わいせつ事犯に関しては、 近年、コンピュータ・ネッ

表2-15 わいせつ事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

	年次	20		21		22		23		24	
	件数、人員	件数	人員								
区分	3)	(件)	(人)								
総数	数	2,569	2,470	2,578	2,446	2,736	2,532	3,084	2,761	3,334	2,877
	公然わいせつ	1,782	1,613	1,810	1,626	1,953	1,727	1,926	1,700	2,064	1,745
	わいせつ物頒布等	787	857	768	820	783	805	1,158	1,061	1,270	1,132

トワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯やわいせつな画像情報が記録された DVD等を販売する事犯が多くみられる。このほか、賭博事犯では、店舗の出入口にビデオカメラを設置して見張りを強化したり、扉を厳重に補強したりするなど、警察の取締りから逃れるための悪質で巧妙な対策を講じているものや、コンピュータ・ネットワークを利用して賭博を行うものがみられる。



インターネット情報配信会社代表取締役(40)らは、携帯電話用のウェブサイトを公開し、20年11月から23年11月にかけて、同ウェブサイト利用者を相手方として、金銭を賭けてポーカーをするなどの賭博をした。24年3月までに、同代表取締役ら5人を常習賭博罪等で、同ウェブサイト利用者15人を賭博罪で、それぞれ検挙した(警視庁)。

(3) 人身取引事犯に対する取組

警察では、平成21年の犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画2009」 に沿って引き続き、入国管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを 強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。

24年中の人身取引事犯の検挙人員は54人で、その内訳は、経営者が18人、仲介業者が6人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は27人で、その国籍は、フィリピン(11人)、日本(11人)が多数を占めた。外国人被害者の在留資格は、日本人配偶者(9人)が多数を占めた。

(4) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成24年末現在、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)に基づき、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は22万9,401丁で、11万3,942人が許可を受けているが、24年中、申請を不許可等とした件数は32件で、所持許可を取り消した件数は72件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って 不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険 物が安全に運搬されるよう、 関係事業者に対して事前指 導や指示等を行うとともに、 これらの危険物の取扱場所 への立入検査等により、そ の盗難、不正流出等の防止 に努めている。

表2-16 運搬届出・立入検査の状況(平成24年)

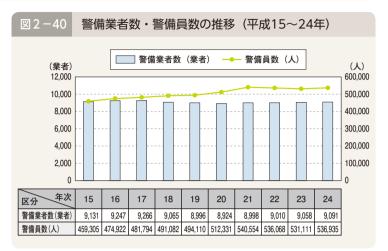
区分	運搬届出受理件数 (件)	立入検査の件数(件)
火薬類関係	35,238	14,884
特定病原体等関係	63	71
放射性同位元素等関係	1,453	1
核燃料物質等関係	469	12

3 生活安全産業の育成と活用

(1)警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、 交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民生活に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割に鑑み、警備業法に基づき、 警備業者に対する指導監督等を行い、 警備業務の実施の適正と警備業の健 全な育成を図っている。



(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者(注1)に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。警察では、これらの法律に基づく品触れ(注2)や行政監督等により、その被害の迅速な回復に努めている。

平成23年7月から同年8月にかけて、大手古物商において、買受け時に盗品であるとの疑いを認めたにもかかわらず古物営業法に定められた警察官への申告をせず、万引き犯人に安易な換金を許してしまうといった事案が発生したことを受け、警察では、古物商の古物営業法に基づく義務履行状況の確認や古物商に対する指導の徹底に努めている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が 供給されるよう、最新の犯罪情勢や 手口の分析結果等を事業者に提供す るなどして防犯設備の開発を支援し ている。

また、公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等(注3)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けている。

表 2-17 防犯設備士等の地域活動拠点

1 北海道防犯設備士協会	20 愛知県セルフガード協会
2 青森県防犯設備協会	21 NPO法人 三重県防犯設備協会
3 岩手県防犯設備協会	22 滋賀県防犯設備士協会
4 宮城県防犯設備士協会	23 NPO法人 京都府防犯設備士協会
5 山形県防犯設備協会	24 NPO法人 大阪府防犯設備士協会
6 福島県防犯設備協会	25 NPO法人 兵庫県防犯設備協会
7 栃木県防犯設備協会	26 奈良県防犯設備士協会
8 一般社団法人 群馬県防犯設備協会	27 和歌山県防犯設備協会
9 一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会	28 岡山県防犯設備業防犯協力会
10 NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会	29 NPO法人 広島県生活安全防犯協会
11 一般社団法人 千葉県防犯設備協会	30 山口県防犯設備士協会
12 NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会	31 一般社団法人 徳島県防犯設備協会
13 NPO法人 山梨県防犯設備士協会	32 香川県防犯設備業防犯協力会
14 長野県防犯設備協会	33 NPO法人 高知県防犯設備協会
15 静岡県防犯設備士生活安全協議会	34 NPO法人 福岡県防犯設備士協会
16 富山県防犯設備協会	35 熊本県防犯設備協会
17 石川県防犯設備促進協力会	36 大分県防犯設備士協会
18 NPO法人 福井県防犯設備協会	37 NPO法人 宮崎県防犯設備士協会
19 岐阜県防犯設備協会	38 鹿児島県防犯設備協会

公益社団法人日本防犯設備協会資料による(平成25年4月1日現在)。

(4) 探偵業に係る業務の運営の適正化

警察では、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づき、探偵業者 (注4) の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っている。

- 注1:古物営業の許可証の交付を受けている事業者数は72万7,669、質屋営業の許可証の交付を受けている事業者数は3,270(それぞれ平成 24年末現在)。
 - 2:警察本部長等が、盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの
 - 3: 防犯設備士(25年4月1日現在2万3,452人)、総合防犯設備士(同328人)
 - 4:届出のなされている探偵業者数は5,546 (24年末現在)

警察活動の最前線



真の「勧善懲悪」とは

私は、悪者を懲らしめる刑事ドラマの主人公に憧れて警察官を拝命し、「勧善懲悪」を信条に、悪質商法等の捜査に従事しています。

家族や地域の絆の重要性が叫ばれる中、いまだに多くの方が悪質商法等の被害に遭っています。中には、僧衣姿でお経を唱えた後に高額な商品を購入させる手口もありました。

被害者は一人暮らしの高齢者が多く、心細さに付け込んでだまし、あざ笑っている犯人を考えると、心の底から「勧善懲悪」の炎がメラメラと燃え上がるのです。

捜査で訪れた家で、多額の被害に遭っていることに初めて気付き落胆するおばあちゃんの姿が自分の祖母の姿と重なり、一緒に涙したこともあります。「同じ被害者を出さないためにも、一日も早く犯人を捕まえなくては」と寝食を忘れて犯人を追い続けました。犯人逮捕の報告をしたときのおばあちゃんの喜んだ顔でそれまでの苦労や疲労感が充実感に変わったことは忘れられません。

今、私たち警察官には、地域の安全・安心の確保が何より求められています。 これからも、真の「勧善懲悪」のため、悪と闘い、正義を実現していきたいと 思います。





山岳遭難"ゼロ"を目指して

徳島県那賀警察署地域課坂州駐在所 〈 ばわき かずお 久保脇 和朗 警部補

私が勤務する駐在所の管内は、那賀奥と呼ばれ、四国の主峰の一つである剣山山頂に接し、山の自然を求めて多くの登山客が訪れます。しかし、管内の山々には、案内標識もなければ、急峻な登山道であっても手すり等もないため、これまでにもベテランの登山者ですら道に迷い、崖から転落死するといった事案も発生しています。また、管内は樹々が深く、上空からの捜索が困難であるため、入山しての捜索活動が必須となり、捜索者にも危険が伴います。

そこで、町村役場や登山仲間の協力を得て、登山口や登山道の分岐点に案内標識を設置したり、登山道の整備を行ったりと、登山者の安全確保に努めてきました。また、駐在所に備え付けた入山届で登山者を把握するとともに、警ら中に登山者を見かけた時には、危険箇所や迷いやすい地



点を教示するなど、山岳遭難の防止に努めてきました。その結果、以前に比べて山岳遭難の件数は減少し、多くの山岳遭難者を救助することができました。

坂州駐在所に配置されてから15年が経過し、私の警察人生も残り数年となりましたが、山岳遭難 "ゼロ"を目指して、これまで以上に妻と二人三脚で頑張ってまいります。

注:掲載されているキャラクターは、都道府県警察のマスコットキャラクターです。